

☆\*\*\*\*\*

ニッセイメール配信サービス（メルマガ）

【メルマガ内容】

DB基金（○）      DB規約（○）      DC      （ ）  
厚年基金（○）      会計基準（ ）      その他      （ ）

【タイトル】年金数理人の署名・押印廃止に関する確定給付企業年金法等の  
改正について

☆\*\*\*\*\*

平素より当社社業につき格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

2021年5月19日、「デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律」  
が公布され、以下について改正が行われております。

（施行日：2021年9月1日）

- ・確定給付企業年金法
- ・公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を  
改正する法律

<改正の内容>

○現在、確定給付企業年金および厚生年金基金において、事業主が厚生労働大臣に  
提出する年金数理に関する業務に係る書類について、当該書類が適正な年金数理に  
基づいて作成されていることを年金数理人が確認する場合、当該書類には  
年金数理人の「署名押印」が必要とされています。

2021年9月1日以降は、署名・押印は不要とし、「記名」に改められます。

なお、当社DB幹事先のお客様については、規約等の扱いにつき、追ってご案内させて  
いただく予定です。

=====

日本生命保険相互会社

団体年金部

団体年金コンサルティング課

年金 NEWS ・ 基金照会窓口

T E L 03-5533-5572

F A X 03-5533-5228

E-mail [kikinmadoguti@nissay.co.jp](mailto:kikinmadoguti@nissay.co.jp)

日本-年基-202105-170-0085-D